

補助金精算額内訳書(総括表)

補助事業者名 社会福祉法人〇〇園

事業区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の実支出額 (D)	選定額 (E)	基準額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	補助金交付決定額 (I)	補助金受入済額 (J)	差引過△不足額 (J)-(H)又は(I)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 介護職の魅力発信事業											
(2) 訪問介護サービス提供責任者研修事業											
(3) アセッサー講習受講支援事業	37,000	0	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	0	△ 37,000
(4) 介護施設における医療介護連携人材養成事業											
(5) 市民後見推進事業											
(6) 新採用介護職員人材育成・定着支援事業											
(7) チームワーク強化支援事業											
(8) 介護支援専門員資質向上事業											
(9) 階層別研修事業											
(10) 介護施設における看護職員の資質向上推進事業											
(11) 外国人介護人材受入施設環境整備事業											
(12) 介護従事者等向け権利擁護研修事業											
(13) 高齢者権利擁護等推進事業看護職員研修事業											
(14) 地域で取り組む介護人材養成確保推進事業											
(15) 介護現場におけるハラスメント対策事業											
(16) 外国人留学生奨学金給付等支援事業											
(17) 外国人介護人材受入環境整備事業											
(18) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業											
合計	37,000	0	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000	0	△ 37,000

〈受講者2名の場合の例〉

総事業費：受講料18,500円/人×2人=37,000円

基準額（県補助基本額）：補助額18,500円/人×2名=37,000円

計算式を入れていますので、このセルは入力不要です

上に記載した数字が自動転記されますので、入力不要です

- (注)
- 1 本調書へは予定額ではなく、すべて実績額を記入すること。
 - 2 (A)欄は本事業に要したすべての経費の実支出合計額を記入すること。
 - 3 (B)欄は交付要綱第5第2項に定める収入額を記入すること。
 - 4 (D)欄は別表1に掲げる「補助対象経費」について別紙8で算出した実支出額を記入すること。
 - 5 (E)欄は各事業ごとに(C)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 - 6 (F)欄は別紙8で算出した基準額を記入すること。
 - 7 (G)欄は各事業ごとに(E)欄と(F)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 - 8 (H)欄は各事業ごとに(G)欄に補助率を乗じて得た額を記入すること。(1,000円未満は切捨てること。ただし、事業区分の(3)の事業を除く。)
 - 9 市民後見推進事業については、別紙6-1を添付すること。
 - 10 階層別研修事業については、別紙6-2を添付すること。